右Aに対する公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条例第四三号違反、住居侵入、B、C、Dに対する公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条例第四三号違反、傷害各被告事件(当庁昭和二七年(あ)第二〇五五号)について、昭和三〇年三月三〇日当裁判所の言渡した上告棄却の判決に対し、申立人から別紙のとおり判決訂正の申立があったが、右判決を訂正すべき事由は認められない。

よつて刑訴四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和三〇年四月二七日

最高裁判所大法廷

战判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	栗	Щ			茂
裁判官	真	野			毅
裁判官	小	谷	勝		重
裁判官	島				保
裁判官	斎	藤	悠		輔
裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	岩	松	Ξ		郎
裁判官	河	村	又		介
裁判官	谷	村	唯	_	郎
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎
裁判官	λ	江	俊		郎
裁判官	池	田			克